

まちなかで営業している店舗等の事業継続・事業承継を応援します！

令和
7年度

前橋市まちなか

既存店支援補助金



まちなかで店舗やオフィスを1年以上営業する事業者で、事業継続や事業承継、販路拡大に向けた新たなチャレンジを行う場合に、その経費の一部を支援します。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

※ 令和8年3月31日までに工事等が終了し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・対象区域内で1年以上（事業承継型の場合は5年以上）店舗等を営業する事業者
- ・週4日以上かつ1日あたり2時間以上営業をしていること
- ・対象事業が着手する前であること
- ・風営法関連業種でないこと

飲食業・小売業・生活関連サービス業の方は、

前橋版電子地域通貨 **めぶく Pay** の加盟店となることが条件です。

加盟申込みは
こちらから▶



対象事業

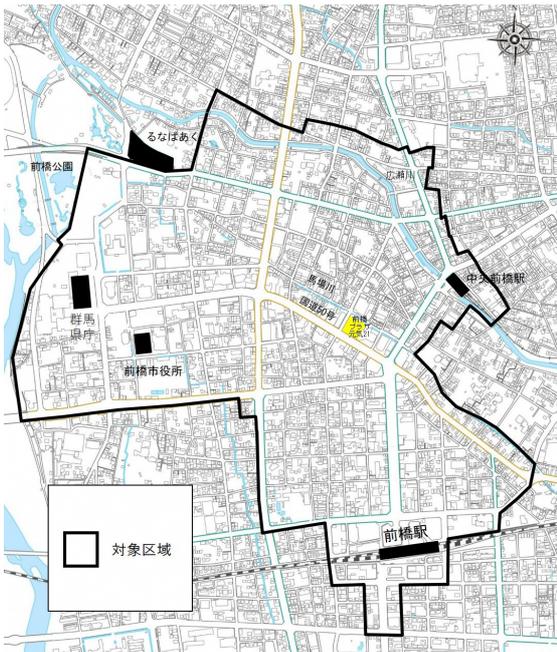
- ・ **改装工事**（内装、外装、空調、電気、給排水設備工事等）
- ・ **備品購入**（耐用年数1年以上で単価10万円を超えるもの）

※対象経費は税抜額での計算となります。 ※いずれも市内業者への発注が原則です。

※デジタル導入にかかる備品購入費（パソコン、プリンター、レジスター等）については、5万円が上限額となります。

対象区域

前橋市アーバンデザイン策定区域
（約158ha）



補助上限額（補助率：1/2）

区分	補助上限額
維持・管理型 店舗等の維持・管理を目的としたメンテナンスに伴い実施する事業 (例) 床や壁の張替工事、エアコン改修など	25万円
チャレンジ型 新製品の開発や販路拡大など、新たなチャレンジに向けて実施する事業 (例) 店舗等の移転、新事業開拓に伴う改修工事など	40万円
事業承継型 店舗等の事業承継（代表者変更）を契機に承継計画に基づき、実施する事業 ※承継計画は最長3年間に渡り策定可能です。	100万円



027-210-2188 (直通)

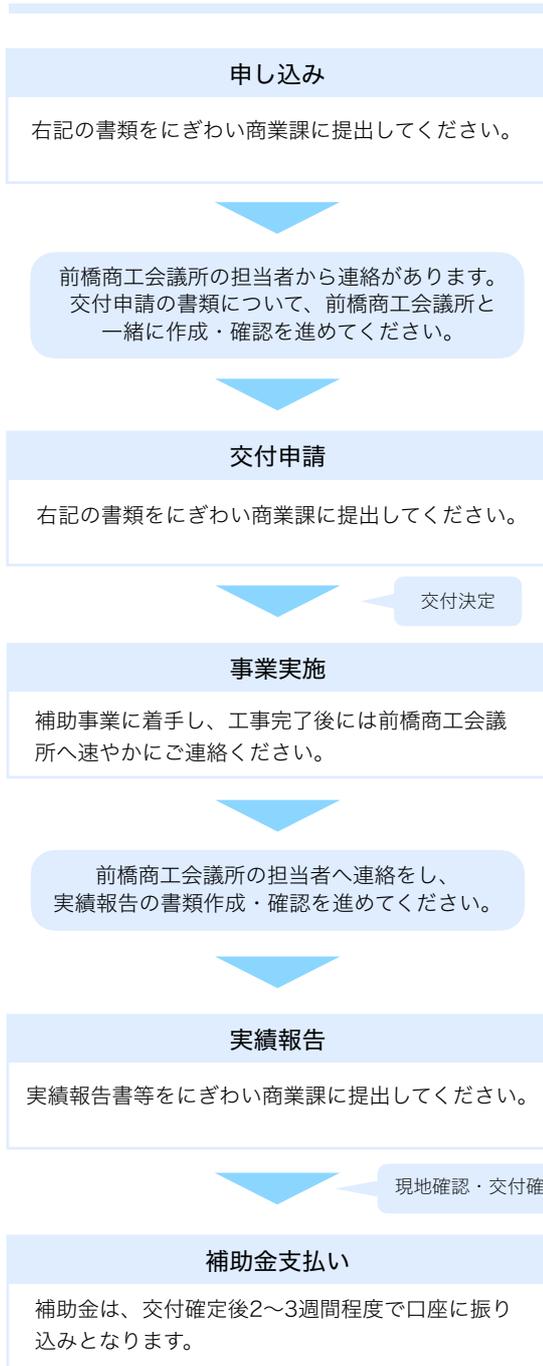


nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

問い合わせ先：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係



補助金交付までの流れ



前橋市HPからダウンロード

申請条件確認表

様式ダウンロードはこちらから



前橋市HPからダウンロード

交付申請書 事業計画書 収支予算書
 消費税等課税区分届出書 事業支援計画書（前橋商工会議所が作成）

ご自身で用意するもの

計画図面 対象経費の見積書 現在の物件写真
 営業していることが分かる資料（確定申告書、決算書など）
 【市外在住者のみ】登記簿謄本（法人） / 身分証明書（個人）

事業承継型について

事業承継（代表者の変更）を契機に、新たに実施する事業を支援します。詳しくは下記までお問い合わせください。

- ▶ 前橋商工会議所のサポートを受け策定した承継計画（最長3年間）に基づき実施する事業が対象です。
- ▶ 最大100万円の補助金を3年間に分けて、年度ごとに受け取ることも可能です。

前橋商工会議所による支援について

本補助金の申請にあたっては、前橋商工会議所による書類の作成支援等を受ける必要があります。（費用はかかりません。）
なお、本補助金の受付期間終了間近のご相談は対応できない場合がありますので、ご承知おきください。

前橋商工会議所
（前橋市日吉町一丁目8-1）



027-234-5111



027-210-2188（直通）



nigiwai@city.maebashi.gunma.jp

問い合わせ先：前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係

リノベパートナー登録制度



リノベパートナー登録制度とは、まちなかの遊休不動産オーナーと出店希望者のマッチングをサポートする事業者を登録する制度です。



前橋市
ホームページ



リノベパートナー
登録事業者

まちなかで使える補助制度



まちなかで、新規出店や実店舗開業に向けたチャレンジ出店を実施する際に利用できる補助制度を用意しています。詳しくはお問い合わせください。



開業支援



スモールビジネス支援



リビルド支援